

富山県警察本部訓令第5号

交通機動隊に関する訓令を次のように定める。

昭和48年4月1日

富山県警察本部長

交通機動隊に関する訓令

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第3号）第3条の規定に基づき、交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 交機隊の任務は、機動警ら、自動車検問等の勤務を通じ、主として 幹線道路における交通の安全と円滑を図るため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 交通の指導取締り
- (2) 交通整理
- (3) 交通事故発生時の初動活動
- (4) ひき逃げ事件の捜査
- (5) 緊急配備、集中運用発令時における初動捜査
- (6) その他警察本部長（以下「本部長」）が特に命じた事項

(編成)

第3条 交機隊に隊長のほか、副隊長、隊長補佐、総務係長、小隊長、総務係主任、分隊長、総務係員及び分隊員（以下「隊員」という。）を置く。

(分駐所)

第4条 交機隊の効率的な運用を図るため、必要に応じ警察署、幹部交番又は検問所に分駐所を置くことができる。

(隊長の責務)

第5条 隊長は、隊員の指揮監督、教養訓練及び車両の管理に当たる。

第2章 勤務

(勤務の種別)

第6条 交機隊の勤務を分けて通常勤務及び特別勤務とする。

- 2 通常勤務とは、指定された場所又は路線において、検問、在所勤務、機動警ら等の方法を通じ、交通の指導取締り、犯罪の予防検挙等に当たることをいう。
- 3 特別勤務とは、広域的交通取締り、ひき逃げ事件又は特定犯罪の捜査、災害時における交通統制、警備警戒等に当たることをいう。

(勤務計画)

第7条 隊長は、交機隊の活動を効果的に推進するため、次の事項を内容とする月間勤務計画を策定し、隊員に指示するものとする。

- (1) 勤務の重点

- (2) 勤務の指定
- (3) その他必要な事項
(機動警ら路線)

第8条 交機隊の機動警ら路線は、国道、主要地方道その他交通の頻繁な道路とする。
(勤務心得)

第9条 隊員は、職責を自覚し、次の各号に掲げる事項に留意して勤務しなければならない。

- (1) 職務の執行に当たっては、公衆との良好な関係を保持するとともに、その理解と協力を得るように努めること。
- (2) 常に知識の涵養及び技能の向上に努め、適正妥当な執行に当たること。
- (3) 県下の交通事情に精通し、交通情勢に即応した指導取締りを行うこと。
- (4) 機動警ら及び検問取締りに当たっては、細心の注意を払い、他人に危害を与え、又は受傷事故を起こさないようにすること。
- (5) 重大事件発生時においては、機動力を生かし、初動捜査又は現場措置活動を積極的に行うこと。
- (6) 常に健康管理に留意し、明朗な職場環境の保持と規律の遵守に努めるとともに、隊員相互の融和団結を図ること。

(勤務日誌)

第10条 小隊に所属する隊員は、勤務の都度、その予定及び結果を勤務日誌（別記様式）に記載しなければならない。

第3章 事件・事故の処理

(交通法令違反の処理)

第11条 隊員が取り扱った交通法令違反事件は、交機隊において処理する。この場合において隊長は、必要に応じて事件の所轄警察署長に応援を求めることができる。ただし、刑事事件が関連している交通法令違反については、隊長は速やかに関係書類とともに事件を所轄警察署長に引き継ぐものとする。

(交通事故等の措置)

第12条 隊員は、勤務中に交通事故、犯罪その他直ちに現場対応が必要な事案を認知したときは、被害者の救護、被疑者の検挙、現場保存等の初期的な措置をとり、速やかに事件等を所轄警察署長に引き継ぐものとする。

第4章 教養訓練及び指揮監督

(教養訓練)

第13条 隊長は、隊員に対し毎月1回以上、交機隊の勤務に必要な実務教養、運転技能その他必要事項について訓練を行わなければならない。

2 隊長は、新規に配置された隊員に対し、2か月間、隊員として必要な指導取締り及び機動警ら要領、安全運転技能等について初任訓練を実施しなければ単独勤務に就かせてはならない。

(指導員)

第14条 交機隊に隊員の運転技能等の教養訓練を担当する指導員を置く。

2 指導員は、分隊長以上の隊員の中から隊長が選任する。

(指示等)

第15条 隊長は、隊員が勤務するに当たり、服装、車両の点検及び必要な指示を行わなければならない。

第5章 応援派遣

(応援派遣)

第16条 警察本部の所属の長又は警察署長（以下「所属長」という。）は、交機隊の出動を必要とするときは、隊長に派遣を要請するものとする。

2 前項の規定により派遣された隊員は、派遣先の所属長の指揮を受けて勤務するものとする。

附 則

この訓令は、平成14年8月12日から施行する。

附 則（平成28年3月7日富山県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成28年3月25日から施行する。

附 則（令和2年11月25日富山県警察本部訓令第27号）

この訓令は、令和2年11月25日から施行する。

(様式省略)